

## 「被災地民児協支援募金」運営要綱の改正について

(1) これまで全民児連の独自財源で行っていた「災害救援活動支援金」を令和2年3月31日で廃止するとともに、同支援金の仕組みを「被災地民児協支援募金」に加える改正を行いました<sup>\*1</sup>。

<sup>\*1</sup> 令和元年度 全民児連 第3回評議員会にて決定

(2) 改正の施行は令和2年4月1日からとします（災害救援活動支援金制度は同年3月31日をもって廃止）。

(3) 改正の概要は下図をご参照ください。

災害救援活動支援金制度 (改正前=廃止)	被災地民児協支援募金 (改正前)	被災地民児協支援募金 (改正後)	備考
-	<b>見舞金</b> (当該災害により死傷した委員への見舞金) ※死亡・行方不明 50 万円、負傷・疾病 5~15 万円	<b>見舞金</b> (当該災害により死傷した委員への見舞金) ※死亡・行方不明 50 万円、負傷・疾病 5~15 万円	・現行の被災地民児協支援募金の「見舞金」のまま
<b>一次支援金</b> (初動体制構築のための支援金) ※災害救助法適用自治体数×10 万円 + 民児協活動費 10 万円 ※但し、一災害につき 100 万円が上限	-	<b>一次支援金</b> (初動体制構築のための支援金) ※災害救助法適用自治体数×10 万円 + 民児協活動費 10 万円 ※但し、一災害につき 100 万円が上限	・現行の災害救援活動支援金の「一次支援金」のまま
<b>二次支援金</b> (継続的な支援活動のための支援金) ※一次支援金上限額から一次支援金受取額を差し引いた額が上限	-	<b>二次支援金</b> (復興支援活動のための支援金) ※当該民児協の委員定数×3,000 円*	・名称は「二次支援金」のままだが、内容は被災地民児協募金の「活動助成金」 ・支払い決定機関を正副会長から理事会に変更 ・「二次支援金」に名称変更
-	<b>活動助成金</b> (復興支援活動等のための支援金) ※当該民児協の委員定数×3,000 円*	-	
-	-	<b>【新】</b> 被災地民児協支援に資する支出を認める条文を追加	・全民児連役員による被災地視察時の旅費 ・被災地民児協支援会議等における被災地民児協役員の旅費

\*適用範囲は、該当の都道府県・指定都市民児協の意向を踏まえ、決定する。